

短期入所生活介護料金表（併設型・ユニット型個室）

1. 介護保険法が定める法定料金

(1) 基本サービス利用料（1日につき）

要介護度	併設型ユニット型（個室）短期入所生活介護費			備考
	単位数	自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	
要介護1	677単位	722円	1,444円	
要介護2	743単位	792円	1,585円	
要介護3	814単位	868円	1,736円	
要介護4	880単位	938円	1,877円	
要介護5	946単位	1008円	2,017円	

(2) 加算料金等（1日につき）

区分	1日の単位	自己負担額の目安		備考
		1割負担	2割負担	
送迎加算 （片道1回につき）	184単位	196円	393円	
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12単位	13円	26円	
療養食加算	23単位	25円	50円	
介護職員処遇改善加算Ⅰ （総単位数の8.3%相当）	57～97単位	61～103円	122～206円	

備考（上記(1)(2)共通）

1) 地域区分：船橋市（4級地）1単位＝10.66円

2) 職員配置等の状況により変動が生ずる場合があります

2. 介護保険外の料金（1日につき）

区分	介護保険負担限度額認定段階			その他
	第1段階	第2段階	第3段階	
食費	300円	390円	650円	1,670円
滞在費	820円	820円	1,310円	2,770円

備考：第1、第2、第3段階の料金の適用を受ける場合は、保険者宛てに「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定証を事業者に提示する必要があります

3. その他の料金

次の費用等は、全額利用者の負担となります。

- (1) 病院等の医療費、薬代、医療器材費
- (2) 理容・美容代
- (3) 利用者が希望する趣味やレクリエーション活動に要する材料費
- (4) その他の日常生活費（歯ブラシ・歯磨き粉・ティッシュペーパー・化粧品等個人で使用するもの）なお、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。